

宇城市総合計画（2025－2032）

2025年3月

「ここがいい。ともに過ごすまち 宇城」の実現に向けて



宇城市長

末松 直洋

宇城市は平成17年1月に旧5町が合併して誕生し、令和7年1月に20周年の節目を迎えました。

これまで宇城市では、市政施行時に基本理念として定めた「ひと、自然、文化きらめく未来都市」の基に、各地域が持つ地理的好条件や豊かな自然、伝統的な歴史・文化などの地域特性を活かし、住民の誰もが安心して、いきいきとした暮らしが送れる、活気あふれたまちづくりを進めるために、さまざまな事業に取り組んできました。

このたび策定した宇城市総合計画（2025－2032）では、第2次宇城市総合計画に掲げた将来都市像「ちょうどいい!」をさらに発展・向上させ、「ちょうどいい」のその先、「ここがいい。」と本市で暮らすひと、働くひと、訪れるひと、市に関わる多様な人々と、ともに過ごすまちを目指します。

今後、ますます人口減少が続くと推測される中で、これまで以上の危機感を持って本計画を実行していく必要がありますが、市民の皆さまのご協力なしには達成することはできません。人と人とのつながりを大切にしながら持続可能なまちづくりを進め、市の発展を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました宇城市総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご指導をいただきました関係各位に対し厚く御礼申し上げますとともに、引き続きご支援賜りますよう心からお願い申し上げます。

目次

1. 総合計画の概要	1
2. 市の概況	3
3. まちづくりの課題	9
4. 目指す将来都市像	12
5. まちづくりの基本目標	13
6. 土地利用構想	17
7. 基本構想の実現に向けて	20
8. 巻末資料	22

1 総合計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市は、2005（平成17）年1月15日に旧三角町、旧不知火町、旧松橋町、旧小川町及び旧豊野町の5町による市制移行型の合併により「宇城市」として誕生し、2025（令和7）年に市制施行20周年を迎えました。

第1次宇城市総合計画では、「美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた 未来に輝くフロンティアシティ・宇城」を将来都市像に掲げ諸施策を展開し、2017（平成29）年に策定した第2次宇城市総合計画では、「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」を将来都市像に掲げ、熊本地震からの復旧・復興を最重要課題として最優先に取り組んだのち、その後は新たな感染症対策等不測の事態に備える視点を踏まえつつ、将来都市像の実現に向けた取組を進めてきました。

現在我が国では、本格的な人口減少社会を迎えつつあり、世界に類を見ない急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、本市においても全国を上回るペースで人口の減少が続いているとともに、特に高齢化率は年々上昇しています。

また、多発・激甚化する自然災害や大規模な戦争の勃発、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行など、社会経済全体に大きな影響が出ている一方で、デジタル技術の急速な発達と普及・多様化により、あらゆる分野において目まぐるしい変化が生じています。

このような中、2024（令和6）年度をもって第2次宇城市総合計画が終了することから、2025（令和7）年度からのまちづくりのビジョンを示す指針として、宇城市総合計画（2025-2032）（以下「本計画」という。）を策定します。

1 総合計画の概要

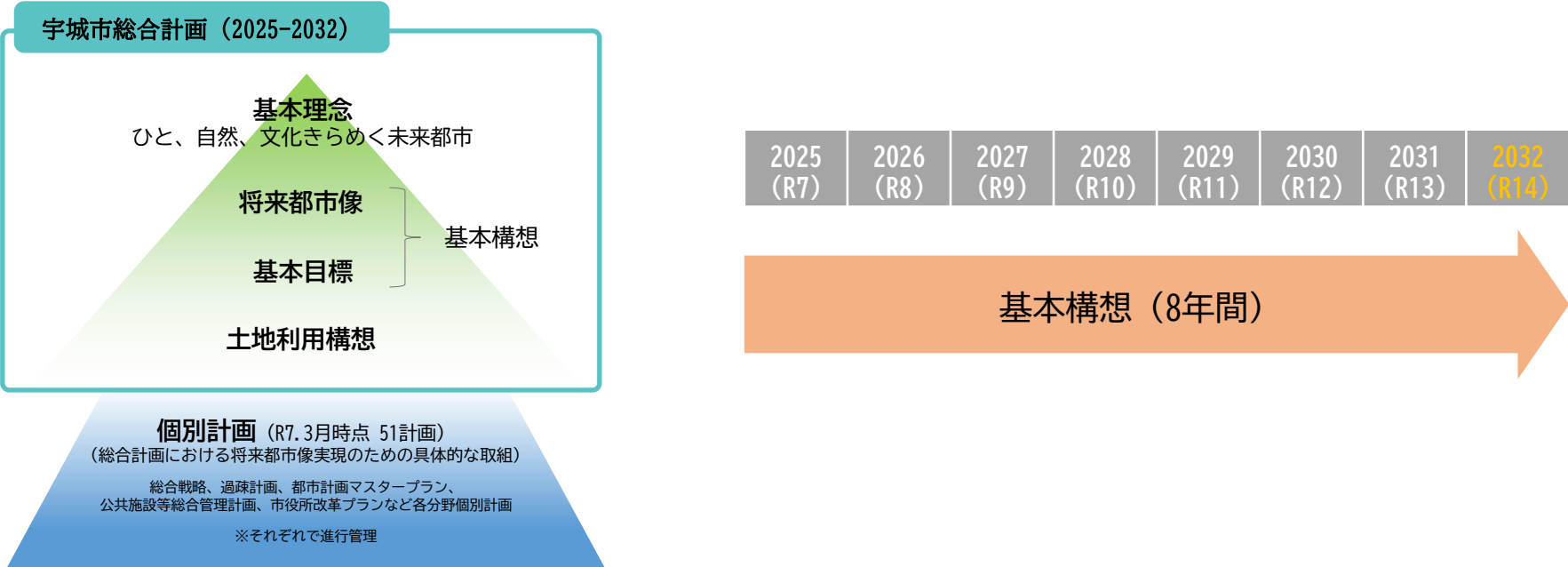
(2) 計画の位置づけ

本計画も、これまでの総合計画と同様に、市民と行政が協働して総括的かつ計画的に行財政運営を行うための市政の基本方針として、本市の最上位計画として位置づけます。

(3) 構成と期間

本計画は、本市が目指す総合的かつ長期的展望に立ったまちづくりの方向性を示す「基本構想」を中心として構成し、それを実現するための具体的な施策は、各分野における個別計画により実行していきます。

計画期間は、2025（令和7）年度から2032（令和14）年度までの8年間とします。



2 市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、熊本県のほぼ中央に位置し、有明海と不知火海に挟まれた宇土半島部と九州山地へ連なる中山間部、さらにその間に熊本都市圏に接する平野部を有し、変化に富んだ自然環境と都市機能を併せ持ったバランスの良い地域です。

東西約31.2km、南北約13.7kmで188.67km²の面積を有しており、地目別にみると、約40%が田畑となっています。

地目	田	畑	宅地	山林	その他
割合	18.0%	21.3%	8.8%	30.8%	21.2%

資料：令和5年度固定資産の価格等の概要調書を基に作成
※雑種地はその他に含まれる

(2) 交通

道路については、九州を南北に縦貫する国道3号と西の天草と東の宮崎県延岡市を結ぶ国道266号及び218号との結節点となっています。

また、九州自動車道が市の東部を南北に縦断しており、松橋インターチェンジ（IC）と宇城氷川スマートICから九州各地へのアクセスが可能となっています。また、熊本市と天草市を結ぶ熊本天草幹線道路の整備が進められており、更なる利便性の向上が期待されます。

鉄道は、JR鹿児島本線が市のほぼ中央を南北に縦断し、熊本駅や八代駅へ連絡しています。また、JR三角線（あまくさみすみ線）の三角駅は、熊本県最西端の駅で天草への玄関口となっています。

2 市の概況

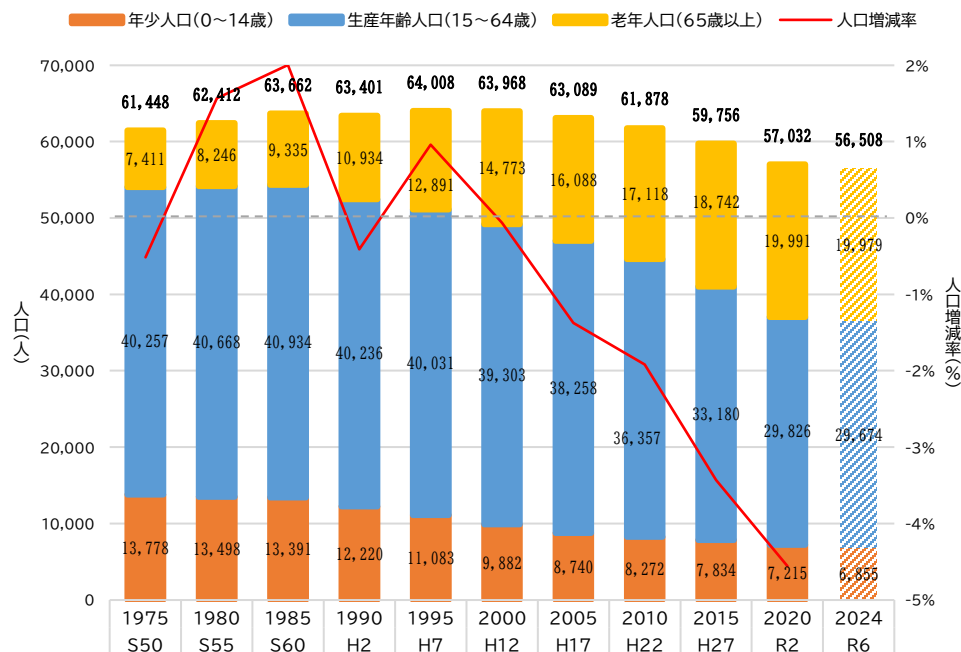
(3) 人口・世帯の推移

2020（令和2）年の国勢調査によると、総人口は57,032人で、2015（平成27）年と比較すると2,724人（4.6%）減少しており、1995（平成7）年の64,008人をピークに減少傾向で、減少幅も広がっています。

また、年齢区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向が続く中、老年人口は増加しており、総人口に占める割合も拡大しています。

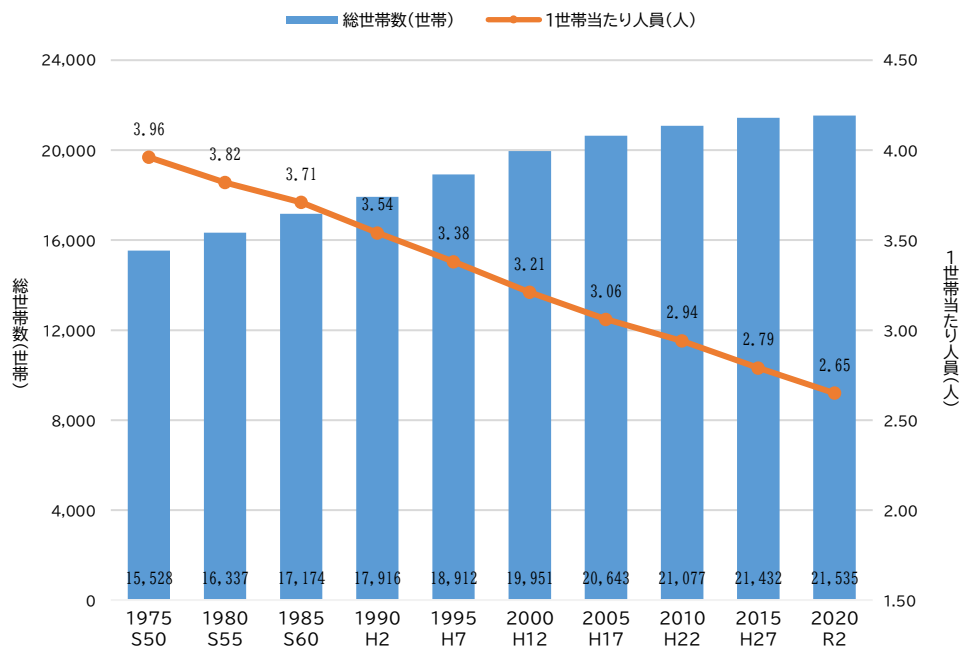
総世帯数は21,535世帯で、核家族化や単身世帯の増加等により人口の減少傾向とは反対に増加傾向にありますが、1世帯当たり人員は2.65人と減少が続いています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（総人口は年齢不詳を含む。H27、R2は不詳補完値。）、R6は住民基本台帳

総世帯数及び1世帯当たり人員の推移

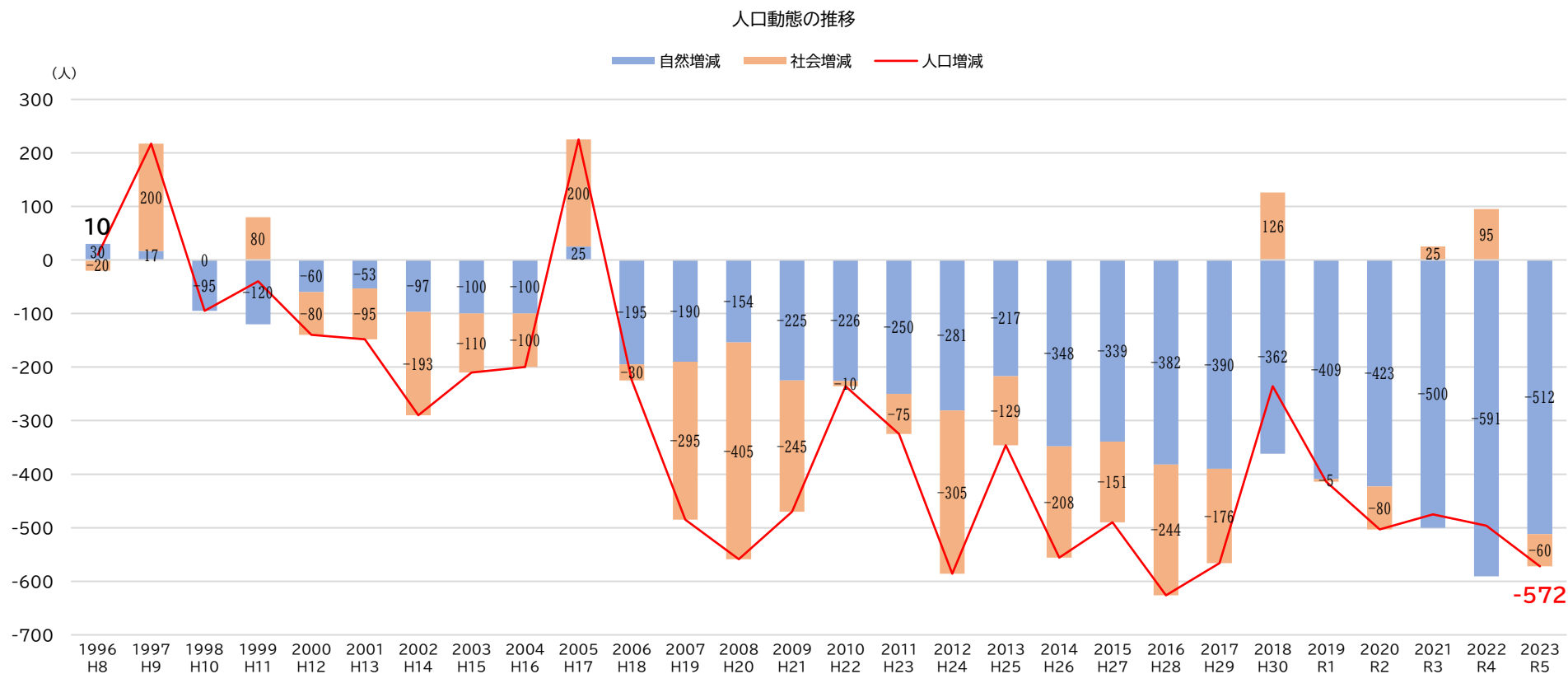


資料：国勢調査

2 市の概況

(4) 人口動態の推移

人口動態の推移をみると、社会増減数は一時的に社会増となるなど減少幅が縮小傾向となりましたが、出生数の減少と死亡数の増加による自然増減の減少の拡大により、人口減の状態が続いています。



資料：1996年～2015年「住民基本台帳人口移動報告」2016～2023年「異動者一覧」

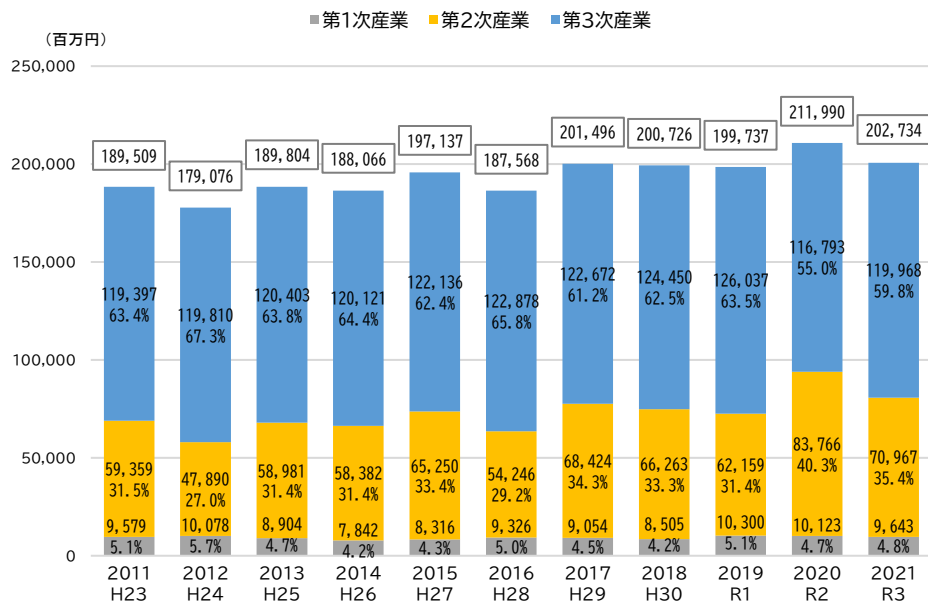
2 市の概況

(5) 産業

市町村民経済計算における市内総生産を産業3部門別にみると、第1次産業が4.8%、第2次産業が35.4%、第3次産業が59.8%となっています。なお、経済活動別にみると市内に工場等を有する食料品製造業や金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業などの生産額が大きいことから、製造業の割合が最も高くなっています。

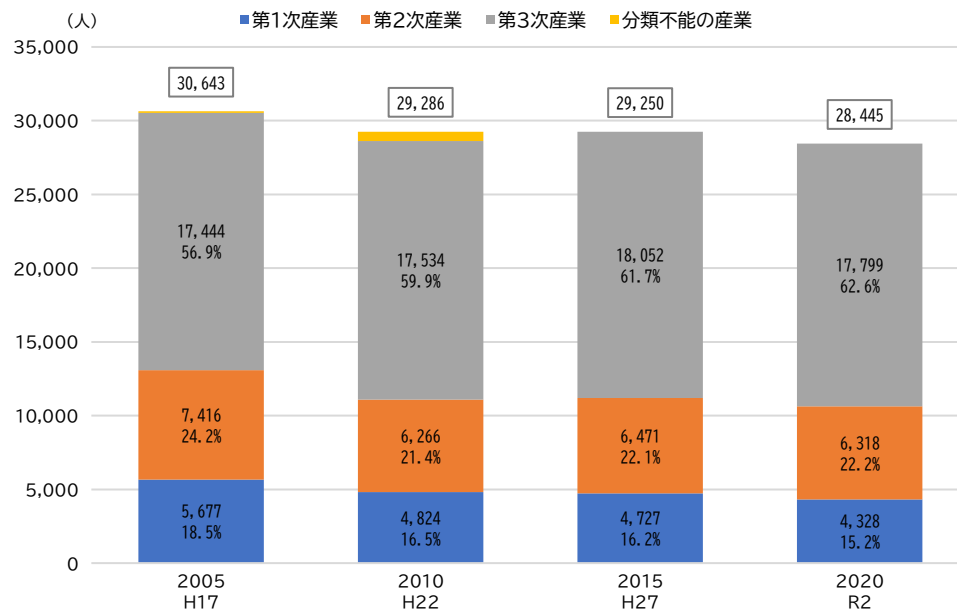
また、国勢調査における15歳以上就業者数を産業3部門別にみると、第1次産業が15.2%、第2次産業が22.2%、第3次産業が62.6%となっており、第3次産業の割合が増加傾向にあります。

市内総生産の推移



資料：令和3年度（2021年度）市町村民経済計算報告書

産業3部門別就業者の推移



資料：国勢調査（H27、R2は不詳補完値。）

2 市の概況

(6) 市民アンケート調査結果から

本計画策定にあたり実施した市民アンケート調査では、本市について「とても住みやすい」、「やや住みやすい」と感じている割合が71.3%となり、住みやすさを感じる場所として、「自然環境が豊か」、「買い物など日常生活に便利」への回答が多くありました。

また、本市に対して「とても愛着を感じる」、「やや愛着を感じる」と回答した割合は72%となっています。

今後の居住意向については、「ずっと住み続けたい」、「当分は住み続けたい」と回答した割合が87.2%を占めています。

これから本市がまちづくりを進めていくうえで必要な取組としては、「子育てにおける経済的負担軽減」への回答が最も多くなっており、次いで、「道路や上下水道、公共交通など都市基盤の整備」、「多様な家族介護者を取り巻く課題への対応」となっています。

本市のまちづくりについての自由意見では、子どもが安心して遊べる環境の整備や免許返納後の交通手段に対する不安、企業誘致による市の発展についてなど様々な意見をいただきました。

※調査の概要

- (1) 調査対象 住民基本台帳から無作為に抽出した、令和6年1月1日現在18歳以上の市民のうち3,000人
- (2) 調査期間 令和6年2月3日（土）～令和6年3月10日（日） ※当初予定から10日間延長
- (3) 調査方法 ウェブ回答フォームのURL及び二次元コードを記載した依頼はがきを郵送し、原則ウェブにより回答。一部紙面での回答を希望された方へは別途紙調査票を郵送。

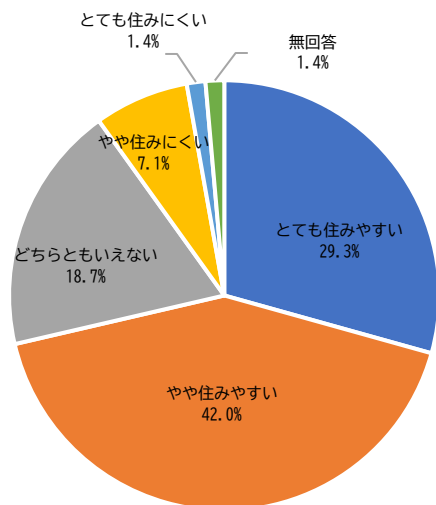
(4) 回収状況

発送数	有効配布数	有効回収数	有効回収率
3,000	2,978	761	25.6%

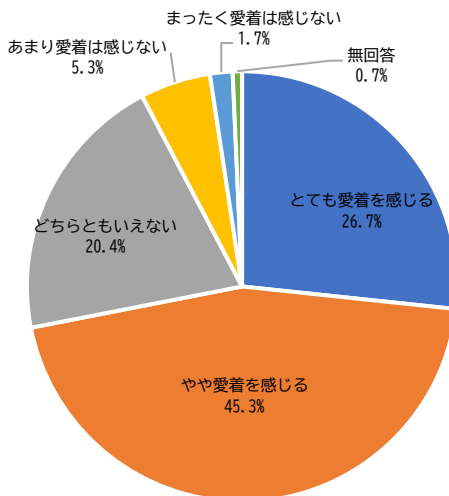
2 市の概況

(6) 市民アンケート調査結果から

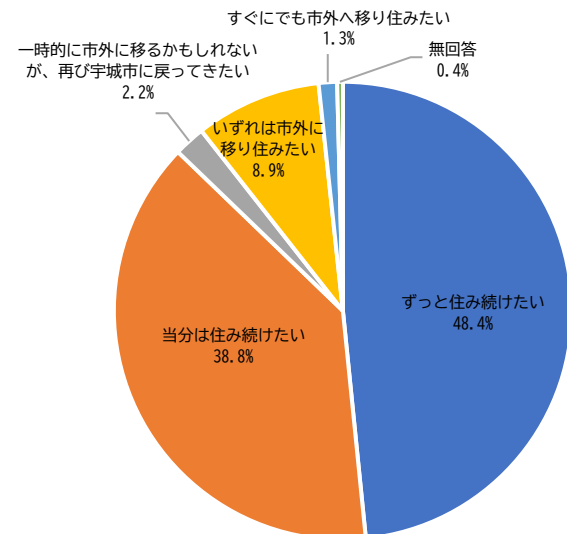
あなたにとって、宇城市は住みやすいと感じますか？



あなたは、宇城市に対して愛着を感じますか？

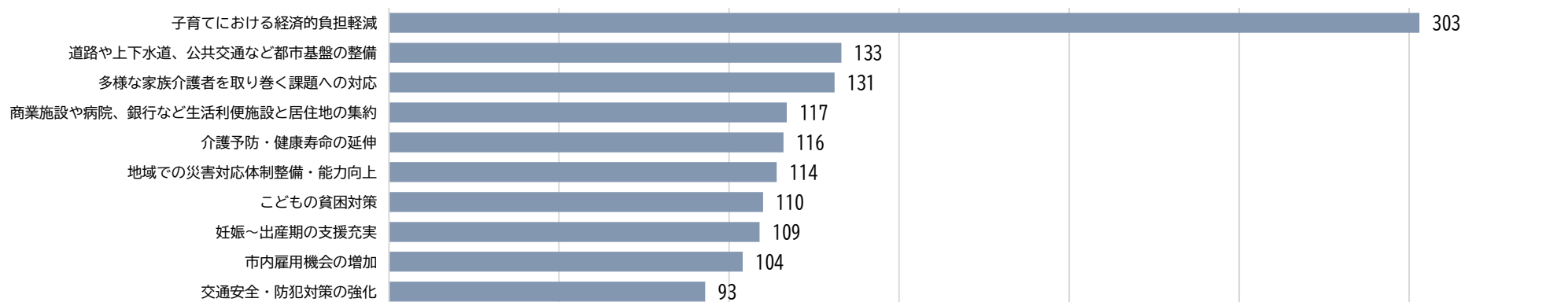


あなたは、これからも宇城市に住み続けたいと思いますか？



これから宇城市がまちづくりを進めていくうえで、どのような取り組みが必要であると考えますか？(3つまでの複数回答、上位10項目)

N=761



資料：宇城市のまちづくりに関するアンケート調査

3 まちづくりの課題

◆人口減少・少子高齢化への対応

本市では、若年層の流出や出生数の減少などから人口減少が続く一方で、高齢化はさらに進行すると予測されています。とりわけ生産年齢人口の減少は労働力不足や労働者の年齢構成変化につながり、地域の活力衰退が懸念されます。

そうしたことから、魅力ある雇用機会の確保や結婚・妊娠・出産・子育てにつながる切れ目のない支援等により、若年層の流出を抑えるとともに、少子化の進行に歯止めをかける必要があります。

また、人口減少下における各地域の人口規模や人口構造に応じた本市としてのまちづくりのあり方についても検討していくことが求められます。



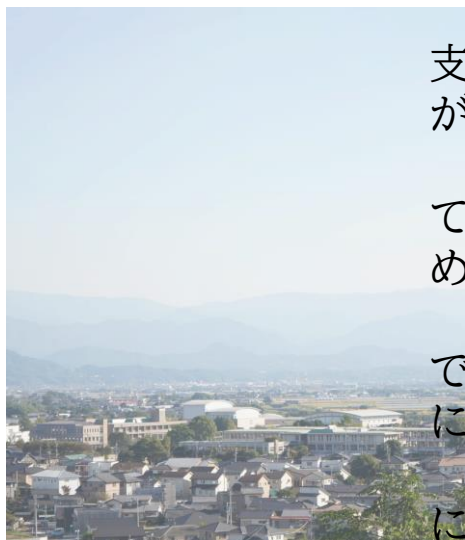
◆地域経済の持続的な発展

市民アンケート調査では、人口減少が与える影響への不安として、「地域を支える担い手の不足」や「地域の活気がなくなる」などといった項目への回答が多くなっています。

地域経済の基盤である産業の発展にとって、人材の確保は大きな課題となっており、働きやすい環境の整備や労働生産性の向上など、一層の取組強化が求められます。

また、熊本県への半導体関連企業進出等を契機とする経済効果を最大限享受できるよう、本市の強みである立地環境を活かした高付加価値企業などの誘致に取り組むとともに、既存企業や地場産業への成長支援が求められます。

併せて、子どもたちが健やかに成長し、また、人々が健康な生活を送るために欠くことが出来ない食生活を支える農林水産業の持続的な発展は不可欠となっています。



3 まちづくりの課題

◆安全・安心で暮らしやすい環境づくり

本市にも甚大な被害を及ぼした熊本地震などの大地震や近年頻発する集中豪雨や台風などの大規模な自然災害は今後も起こりうる可能性が高まると予想されます。

また、新たな感染症への対応や高度化する犯罪への対策など、日常生活や経済活動など多方面に影響を及ぼす恐れのある多様化する様々な分野のリスクに対応するための備えを強化し、安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、今後、人口の減少が進行する中では、適切な土地利用・居住誘導を図るとともに、それと連携した道路や上下水道、公共交通など都市基盤のあり方等についても検討し、持続可能な都市の形成を行っていく必要があります。



◆誰もが自分らしくいきいきと暮らせる環境づくり

市民アンケート調査では、これからのまちづくりに必要な取組として、「子育てにおける経済的負担軽減」や「多様な家族介護者を取り巻く課題への対応」などの回答が上位となっています。

本市の将来を担う子どもや若者が、自分らしくいきいきと活躍できる環境を整備し、その子どもたちを支える家庭や保育・教育関係者、地域などのサポート体制の充実が求められます。

それとともに、複合化する生活課題への対応や、増加する高齢者と支える人への支援など、年齢や性別、国籍などに関係なく誰もが心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるよう、共に支え合い、安心して暮らせる環境をつくる必要があります。



3 まちづくりの課題

◆市の魅力向上と発信力強化

近年、人口の社会増減が転入超過となった年があるなど、社会増減の幅は縮小傾向にあり、人口減少のスピードを鈍化させるためには、今後も生産年齢人口の流出抑制、他都市からの流入が肝要です。

そのためには、本市の立地特性や居住環境、自然環境や歴史・文化などを活かして、更なる魅力の向上を図るとともに、その発信を市内外に対し戦略的・効果的に行っていく必要があります。

一方で、全国的な傾向から人口の増加は難しい状況であるため、本市に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大への取組についても強化していくことが求められます。



◆目まぐるしく変化する時代潮流への対応

近年、IoTやAI等のデジタル技術が急速に社会全体に広がり、DX化の必要性が強く認識されています。限られた財政資源の中で持続可能なまちづくりをしていくためには、あらゆる分野においてデータやデジタル技術を最大限に活用し、地域課題の解決を図ることが重要です。

また、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、引き続きSDGsの観点を取り入れ、多様なステークホルダーと連携した取組を推進していくとともに、カーボンニュートラルなど持続可能な経済社会を目指すGX化の取組の推進が求められます。



4 目指す将来都市像

本市では、市制施行時に基本理念として定めた「ひと、自然、文化きらめく未来都市」を基に、各地域が持つ地理的好条件や豊かな自然、伝統的な歴史・文化などの地域特性を活かし、住民の誰もが安心して、いきいきとした暮らしが送れる、活気あふれた地域づくりを進めています。

今後もその理念に基づき、本市の将来を見据え、持続可能なまちづくりを進めていくため、本計画における目指す将来都市像を次のとおり定めます。

ここがいい。 ともに過ごすまち ^う^き 宇城

第2次宇城市総合計画では、市民一人ひとりが「ちょうどいい！」と思える将来都市像を目指してまちづくりを進めてきました。

それをさらに向上させ、「ちょうどいい」のその先、「ここが、いい」と選び、本市の「ここ、がいい」と言いたくなるような。潤いある暮らしや輝く人、風景があり、本市で暮らすひと、働くひと、訪れるひと、市に関わる多様なひとたちと、ともに過ごすまちを目指します。

5 まちづくりの基本目標

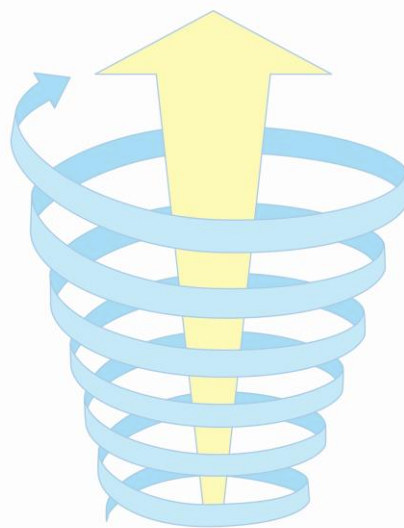
将来都市像の実現に向け、次の4つのまちづくりの基本目標を掲げ、取り組んでいきます。
この基本目標は、互いに影響し合い、将来都市像の達成に繋がる好循環を生み出します。

また、熊本県への半導体関連企業の進出による人や経済の動きは大きなものであり、本市においても動向を見極め、その動きを有効に活用し、基本目標の好循環を加速させます。

それらすべてを進めていくうえでの土台として、積極的なデジタル技術の活用とSDGsの理念を位置づけます。

えがお
こどもの笑顔を
つくるまち

かつりよく
活力ある
みりよくてき
魅力的なまち



す
住みよく
あんしん
安心できるまち

たよう ひとびと
多様な人々の
なが
流れをつくるまち

～ 熊本の人・経済の動きを捉え、好循環を加速化 ～

デジタルの力を活用・SDGsの理念に沿ったまちづくり

5 まちづくりの基本目標

こどもの笑顔をつくるまち

次世代を担うこどもたちが、将来にわたって自分らしく笑顔であり続けるために・・・

- のびのびと楽しく成長できる環境をつくとともに、これからの社会を生き抜く力を身に付け、チャレンジできる教育環境づくりを進めます。
- 安心して子どもを産み育てることができるよう家庭・地域における子育て支援の環境づくりを進めます。
- 多様な価値観・考え方を尊重することは大前提として、家庭や子育てに対し希望を持つことができるまちづくりを進めます。

住みよく安心できるまち

年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関係なく全ての市民が、心身ともに健康でいきいきと住み続けるために・・・

- 保健・医療・福祉に係る環境・体制の充実をはじめとする暮らしの基盤づくりなど、共生社会の実現に向けた取組を進めます。
- 社会情勢やライフスタイルの変化に柔軟に対応しながら、豊かな自然環境と都市環境が調和した快適でコンパクトな都市基盤の整備や住民サービスの最適化を進めます。
- 自然災害や犯罪・事故等様々なリスクへの対応強化により、住みよく安心できるまちづくりを進めます。

5 まちづくりの基本目標

活力ある魅力的なまち

美しい自然環境や歴史・文化、地域産業など多様な資源を後世に繋ぎながら、活力ある魅力的なまちであるために・・・

- 多様な地域資源や本市の強みを市内外の人や企業と共有し、観光振興や人・企業の定着に向けた環境づくりを進めます。
- 本市の基幹産業である農業を中心とする第1次産業の持続的発展により、生活の基礎となる「食」を支えるとともに、農林水産物を通じた市の魅力度向上を図ります。
- 地域経済をけん引する地域産業の労働生産性を高め、振興につなげていくことにより、活気あるまちづくりを進めます。

多様な人々の流れをつくるまち

人口減少・少子高齢化社会にあっても、地域を活性化し持続可能なまちを形成するために・・・

- 地域の個性を際立たせながら、コミュニティを超えた交流を強化することにより、地域内の交流人口創出と市民の一体感を醸成します。
- 学校や企業、団体等と連携した、地域を知り、地域に親しむ機会の創出など、一旦市外に転出した若者などにも、関心を持ってつながり続けてもらえる環境づくりを進めます。
- 多様な地域資源を有効活用しながら、市民や本市への通勤・通学者だけでなく、地域や地域の人達に多様な形で関わる人々を増やし、つながり、人の流れをつくるまちづくりを進めます。

5 まちづくりの基本目標

<イメージ> まちづくりの課題と基本目標

課題

◆人口減少・少子高齢化への対応

◆地域経済の持続的な発展

◆安全安心で暮らしやすい環境づくり

◆誰もが自分らしくいきいきと暮らせる
環境づくり

◆市の魅力向上と発信力強化

◆目まぐるしく変化する時代潮流への対応

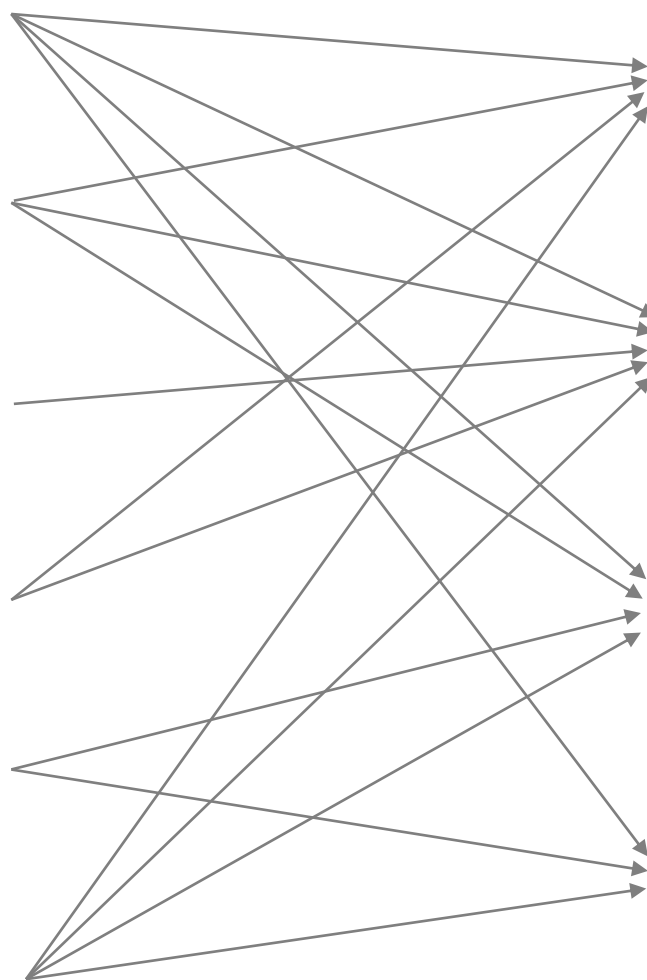
まちづくりの基本目標

こどもの笑顔をつくるまち

住みよく安心できるまち

活力ある魅力的なまち

多様な人々の流れをつくるまち



6 土地利用構想

(1) 土地利用の考え方

土地は、生活や産業活動などの共通基盤であり、多様な機能を有する市民の限りある貴重な資源です。そのため、利用にあたっては市全域の均衡ある発展を目指し、長期的かつ総合的な展望に立ち、緑豊かな自然環境との調和を基本に、社会的、経済的、歴史的、文化的諸条件などに配慮する必要があります。また、環境の保全や公共の福祉に重点を置く一方、都市としての秩序ある自立性に向けて総合的な土地利用を合理的かつ有効に進めていく必要があります。

(2) 土地利用の基本的方針

都市空間構成を基調としながら、都市的土地利用と自然的土地利用が共生できる調和のとれた土地利用形成を図るものとします。

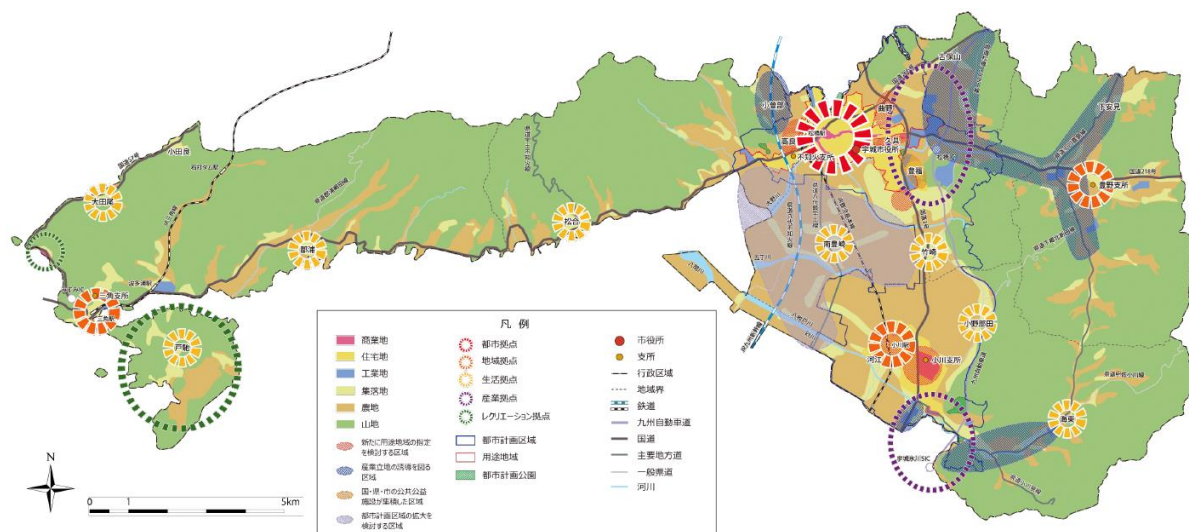


図 土地利用方針図 (宇城市都市計画マスタープラン)

6 土地利用構想

(3) 土地利用のエリアゾーニング

良好な環境を形成し、機能的な都市活動の展開を図るためには、適正な土地利用を誘導する必要があります。そこで、土地利用の基本的方針に沿って「都市的土地利用エリア」と「自然的土地利用エリア」の2つにゾーニングして効果的な土地利用を促進します。

① 都市的土地利用エリア

ア 業務・商業核（中心商業・業務地区）

市役所、JR各駅などの公共・交通機能を核に、計画的住宅街区や大規模店舗などが集積した、魅力ある中心地として計画・整備を進めます。地区整備にあたっては、単に施設の整備だけでなく、中心商業地区としての魅力を提供する観点から、快適性ととともに回遊性を有する商業・業務及び居住・生活空間のバランスの取れた形成を図るものとします。

イ 沿道地区

市街地との適正な機能分担・連携を図りながら、商業や工業等と住宅が共存する地区として、その環境整備と秩序ある土地利用を推進します。

ウ 工業地区

今後の優良企業の受け皿として、工業適地指定などの活用で工業用地を供給するものとし、現工業地においては、施設周辺の整備及び環境に配慮した整備を推進します。

6 土地利用構想

エ 住宅地

既成市街地及びその周辺は、主として良好な居住環境の維持・誘導と宅地供給を図るものとします。この中で、土地の高度利用と良質な住宅地の供給とともに、空き家や空き地などの低未利用地の積極的な活用を推進します。

オ 集落地区（田園居住地区）

既存集落を中心に、地域特性に配慮した生活環境の拡充を進めます。特に、コミュニティ施設や教育・子育て支援施設などの整備・充実を図り、地域住民の交流の場の確保や余暇需要に対応した整備を促進します。

② 自然的土地利用エリア

ア 農地

水田を中心に生産性の高い農業ゾーンを配置し、土地基盤の整備と農業生産性機能の高度化を図るとともに、農村景観の保全を推進します。

イ 山林

山林は、国土保全機能や景観確保の観点から、森林資源の適正な保全を図ります。また、保有する自然・歴史・文化などの諸資源を、保全と活用の両目的で一体的な整備を行い、市民の有益な余暇空間として提供を図り、かつ市民の心的シンボルとして保全整備を図ります。

ウ 河川・水面

河川は、災害防止と安全性の確保及び水資源の確保を図ります。また、整備にあたっては、防災面での河川改修をはじめ、地域の自然環境や水資源を損なわないように配慮して進めます。

7 基本構想の実現に向けて

今後の人口減少などを見据えると、生活に関する様々なサービスは、一定の居住人口が集約される都市拠点や地域拠点に集積されていくことが予想されます。その一方で、人口の著しい減少に伴って産業基盤や生活環境の整備等の面での制約がある過疎地域や半島地域も含め、本市の各地にはそれぞれの魅力的な地域資源や歴史・文化があります。

基本構想の実現に向けては、土地利用の考え方と同様に、各エリアにおけるそれぞれの魅力を最大限に活かした特色ある拠点をつくり、各拠点の特色に応じた取組の選択と集中的投資を行っていく必要があります。

それにより、各拠点が合理的かつ有効に相互に補完し合い、本市全体の魅力を高め、将来都市像の実現に繋がります。

(1) 推進体制

今後のまちづくりにおいては、基本構想を市民や企業、各種団体等の各主体と行政が共有し、互いに適切な役割に基づき、協働して取組む推進体制を構築します。

また、熊本連携中枢都市圏をはじめとする周辺自治体や各種機関との広域的な連携を図りながら、社会経済情勢の変化に応じたまちづくりを推進します。

(2) 効率的・効果的な行政運営

デジタル技術の積極的な活用や多様な主体との連携により、効率的でより効果的な行政運営を図ります。

また、施策の選択と重点化を図りながら、限られた経営資源の中で最大の効果を上げるため、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。客観的数値等の根拠に基づく政策立案）を推進します。

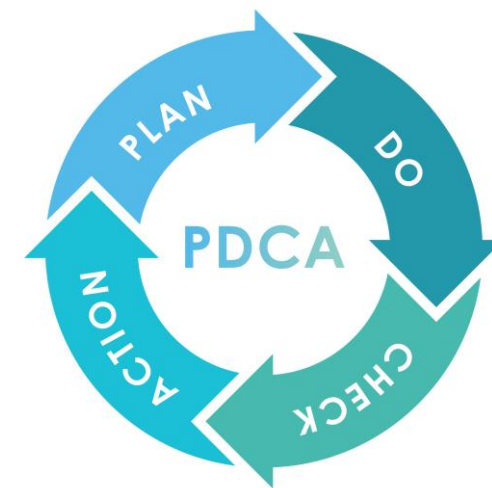
7 基本構想の実現に向けて

(3) 進行管理

将来都市像実現の目安として、次のとおりまちづくり指標を設定します。

また、基本目標に紐づく各個別計画に基づいた施策の成果検証と評価により、PDCAサイクルを用いて計画の進行管理を行うものとし、第三者による評価の実施など客観性の確保に努めます。

指標	現状 (2023)	目標 (2032)
宇城市に住み続けたいと思う市民の割合	87.2%	現状より↑
宇城市に愛着を感じている市民の割合	72.0%	現状より↑



8 卷末資料

(1) 各分野個別計画等一覧

No.	個別計画等名称	基本目標			
		こどもの笑顔をつくるまち	住みよく安心できるまち	活力ある魅力的なまち	多様な人々の流れをつくるまち
1	定員管理計画		●		
2	宇城市中期財政計画		●		
3	第4次宇城市男女共同参画計画	●	●		
4	宇城市公共施設等総合管理計画		●		
5	宇城市公共施設長寿命化計画		●		
6	宇城市市役所改革プラン		●		
7	宇城市地方創生総合戦略	●	●	●	●
8	宇城市過疎地域持続的発展計画	●	●	●	●
9	宇城市地域公共交通計画		●	●	
10	第2期宇城市空家等対策計画		●	●	
11	宇城市導入促進基本計画			●	
12	創業支援等事業計画			●	
13	宇城市企業誘致戦略			●	●
14	宇城市国土強靱化地域計画		●		
15	宇城市交通安全計画		●		
16	宇城市地域防災計画		●		
17	宇城市地域福祉計画・地域福祉活動計画		●		
18	宇城市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	●	●		
19	宇城市第4期障がい者計画		●		
20	宇城市避難行動要支援者避難支援計画		●		
21	第2期宇城市自殺対策推進計画		●		
22	宇城市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画		●		
23	宇城市こども計画	●	●		
24	宇城市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)		●		
25	第4期特定健康診査等実施計画		●		
26	第三次健康宇城市21計画	●	●		

No.	個別計画等名称	基本目標			
		こどもの笑顔をつくるまち	住みよく安心できるまち	活力ある魅力的なまち	多様な人々の流れをつくるまち
27	第2次宇城市環境基本計画		●		
28	第3次宇城市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)		●		
29	宇城農業振興地域整備計画			●	
30	宇城市森林整備計画			●	
31	宇城市漁港施設機能保全計画(内潟片島、御船及び松合漁港)			●	
32	宇城市漁港海岸保全施設長寿命化計画			●	
33	舗装個別施設計画		●		
34	宇城市橋梁長寿命化修繕計画		●		
35	宇城市都市計画マスタープラン		●	●	●
36	宇城市立地適正化計画		●		
37	宇城市景観計画		●		●
38	宇城市建築物耐震改修促進計画		●		
39	宇城市公園施設長寿命化計画	●	●		
40	宇城市営住宅長寿命化計画		●		
41	宇城市水道事業経営戦略		●		
42	宇城市下水道事業経営戦略		●		
43	循環型社会形成推進地域計画		●		
44	宇城市公共下水道事業計画		●		
45	宇城市流域関連公共下水道事業計画		●		
46	宇城市雨水管理総合計画		●		
47	宇城市水道事業アセットマネジメント		●		
48	宇城市教育大綱	●	●	●	●
49	宇城市学校施設等長寿命化計画	●	●		
50	第三次宇城市子供の読書活動推進計画	●			
51	第2次宇城市人権同和教育・啓発基本計画	●	●		

※●は、特に関連性の高い基本目標を示していますが、空白の箇所でも関連しています。

8 卷末資料

(2) 諮問及び答申書

宇城市企第610号
令和6年10月11日

宇城市総合計画審議会
会長 井田 貴志 様

宇城市長 守田 憲史
(公印省略)

宇城市総合計画の策定について(諮問)

宇城市総合計画審議会条例(平成17年宇城市条例第190号)第2条の規定により、下記事項について諮問します。

記

諮問事項 次期宇城市総合計画の策定について

諮問理由 本市は、平成29年3月に策定した第2次宇城市総合計画において、「ちょうどいい!住みやすさを実感できる都市(まち)・宇城」を将来都市像に掲げ、その実現に向けて取組を進めています。

この間、少子高齢化の進行や自然災害への不安の高まりなど、社会経済情勢は大きく変化しており、本市においても、その変化を捉え、的確に対応をしていくことが求められています。

そのような中で、第2次宇城市総合計画の計画期間が、令和6年度をもって終了することから、令和7年度からのまちづくりのビジョンを示す指針となる新たな宇城市総合計画を策定するに当たり、貴審議会の意見を求めます。

以上

令和7年3月28日

宇城市長 末松 直洋 様

宇城市総合計画審議会
会長 井田 貴志

宇城市総合計画の策定について(答申)

令和6年10月11日付け宇城市企第610号で諮問のありました宇城市総合計画の策定について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1. 宇城市総合計画案については、基本構想を中心として、今後8年間のまちづくりの大きな方向性を示すものとなっており、市の最上位計画として全体を網羅した計画である。
2. 計画に掲げる将来都市像「ここがいい。ともに過ごすまち 宇城」の実現に向けて、時代の状況に応じた様々な課題解決のための施策展開を行うこと。
3. 計画の推進に当たっては、審議会における各委員の意見等についても留意しながら、行政のみならず、市民等と広く共有し、ともに取組を進めていくこと。

以上

8 卷末資料

(3) 宇城市総合計画審議会委員名簿

(会長・副会長以下は五十音順・敬称略)

委員区分	委員名	団体等の名称
会長	井田 貴志	熊本県立大学
副会長	濱崎 壽子	宇城市地域婦人会連絡協議会
委員	池田 和喜	宇城市行政区長代表者連絡会
委員	今泉 京子	宇城市教育委員会
委員	植田 耕清	宇城市商工会
委員	柴田 英伸	熊本県県央広域本部宇城地域振興局
委員	高橋 清勝	宇城市民生委員児童委員連絡協議会
委員	本間 里見	熊本大学
委員	百家 美代子	宇城市農業委員会

(4) 宇城市総合計画策定要綱

令和6年6月21日
宇城市訓令第9号

- (趣旨)
- 第1条 この訓令は、本市の総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。
- (用語)
- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 総合計画 基本構想からなる本市の最上位の計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の将来の都市像、まちづくりの方針等を定める基本的な構想をいう。
- (総合計画策定本部の設置)
- 第3条 総合計画を策定するため、総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。
- 2 策定本部は、総合計画の素案について検討し、原案を作成する。
- 3 策定本部の構成員は、副市長、各部長その他市長が必要と認める職員をもって充てる。
- 4 策定本部の本部長は、副市長をもって充てる。
- 5 策定本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- 6 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、市長政策部長が、その職務を代理する。
- (市民の意見の反映等)
- 第4条 総合計画の策定に当たっては、市民の意見の適切な反映に努めなければならない。
- 2 総合計画については、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行うものとする。
- (総合計画の決定)
- 第5条 総合計画は、策定本部が作成した原案に基づき、宇城市総合計画審議会条例（平成17年宇城市条例第190号）第1条に規定する宇城市総合計画審議会の答申を尊重して調整し、市長が決定する。
- (事務局)
- 第6条 総合計画に関する事務を処理するため、市長政策部企画課に事務局を置く。
- (委任)
- 第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
- 附 則
- この訓令は、令達の日から施行する。